

## 綾瀬市ふれあい農園事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民が農産物の栽培を通じて緑や土に親しみを持ち、農家とのふれあいの中から農業への理解を深めるとともに、地域コミュニティの場を提供することを目的とするふれあい農園の事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (基準)

第2条 綾瀬市ふれあい農園（以下「農園」という。）は、市内の農地を対象に周辺農業者の妨げとならず、かつ、利用者の利便性を考慮した場所を選定し、1農園の面積はおおむね1,000㎡以上とする。

### (開園)

第3条 市長は、農地が前条の基準に適合すると認められたときは、農地所有者と当該農地の使用貸借契約を締結し、農園を開園することができる。

2 前項の契約期間は、3箇年とする。ただし、市長及び農地所有者が必要と認めた場合は、契約を更新することができる。

### (協議)

第4条 農地所有者は、当該農地の所有権を移転し、又は当該農地に使用及び収益を目的とした権利を設定しようとするとき、若しくは農園の開園に関して支障を生ずるおそれのある行為をしようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

### (解除等)

第5条 市長は、第3条第2項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の解除又は内容の変更をすることができる。

(1) 前条の協議により、やむをえないと認めるとき。

(2) 第1条に規定する目的を達成したとき。

### (管理の委託)

第6条 市長は、農園の管理運営を綾瀬市ふれあい農園運営委員会に委託するものとする。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、綾瀬市ふれあい農園事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月30日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年12月4日から施行し、平成11年1月1日から適用する。